

防災逃げ地図士認定登録制度施行規程

第1章 総則

(主旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本都市計画家協会（以下、「本協会」という。）定款第5条第3号及び第5号にもとづく防災逃げ地図士認定登録制度（以下「本制度」という。）の実施に必要な認定審査及び認定登録に関する基本的事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、「逃げ地図®」の表記方法、ワークショップ手法の普及啓発と品質の確保に向けて、逃げ地図づくりのファシリテーター及び指導者を養成し、防災逃げ地図士として認定することで、防災教育と地域防災活動の推進に貢献することを目的とする。

(定義)

第3条 一級防災逃げ地図士とは、認定逃げ地図づくりワークショップの企画・運営の経験を有し、逃げ地図づくりの意義や表記方法を熟知し、ワークショップの企画・運営について一定水準の技術を有するものであって、この規程に基づいて登録された者をいう。

2 二級防災逃げ地図士とは、認定逃げ地図づくりワークショップのファシリテーターとしての十分な経験を有し、逃げ地図づくりの意義や表記方法を正しく理解し、ワークショップ手法について一定水準の技術を有するものであって、この規程に基づいて登録された者をいう。

3 三級防災逃げ地図士とは、認定逃げ地図づくりワークショップへの参加経験があり、逃げ地図づくりの意義や表記方法について一定水準の知識と理解を有するものであって、この規程に基づいて登録された者をいう。

4 認定逃げ地図づくりワークショップとは、一級防災逃げ地図士又は二級防災逃げ地図士が企画・運営する逃げ地図づくりワークショップのうち、本協会が認定したものをいう。

第2章 組織

(防災逃げ地図士審査委員会)

第4条 防災逃げ地図士の認定を客観的に、かつ、公正・公平におこなうため、第三者機関として防災逃げ地図士審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、本規程の施行に当たり必要な事項を規則に定め、その規則に基づいて第3章及び第6章に規定する審査及び認定をおこなう。

3 その他の所掌事項並びに運営については規則においてこれを定める。

(審査委員)

第5条 審査委員会は、委員20名以内で組織する。

2 審査委員は、第9条の規定に基づいて登録された一級逃げ地図士又は二級防災逃げ地図士（当分の間、第15条の規定に基づいて登録された者とする。）から会長が選定し、委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

4 委員が任期途中で交代した場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(審査委員長)

第6条 審査委員会の委員長(以下「審査委員長」という。)は委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

2 審査委員長は必要により委員の中から副委員長を指名することができる。

3 審査委員長は、第7条に定める審査を円滑に行うため、必要に応じて分科会を設けることができる。

第3章 審査

(審査)

第7条 第3条に規定する一級防災逃げ地図士、二級防災逃げ地図士、三級防災逃げ地図士の認定を受けようとする者(以下、「申請者」という)は、規則で定める書類(以下、「申請書類」という)を本協会に提出するものとする。

2 前項の規定により提出された申請書類は、第4条の規定に基づいて設置される審査委員会が審査する。

3 本条に定める認定審査の方法や前項の審査のための基準は、規則においてこれを定める。

(審査結果の通知)

第8条 審査委員長は、前条の認定審査の結果については申請者すべてに通知する。

第4章 登録

(登録)

第9条 第8条の通知を受けた者のうち合格通知の送付を受けた者は、規則において定める事項について登録の申請を行わなければならない。

2 本協会は、前項の申請があった場合、申請の内容に登録番号及び登録有効期限を加えて、本協会に備える防災逃げ地図士登録簿(以下、「登録簿」という。)に登録しなければならない。

3 前項の登録簿のうち、規則に定める事項を本協会のホームページに公開するものとする。

4 会長は防災逃げ地図士を登録簿に登録をしたときには、登録の申請者に、規則に定める事項を記載した登録証を交付する。

(変更等の届出)

第10条 前条の登録(第13条の更新を含む。)をおこなった者は、登録内容に変更が生じた場合は2週間以内に変更届出書を会長に提出しなければならない。

(名称)

第11条 第9条の登録証の交付を受けた者は、当該登録証に記載の一級防災逃げ地図士、二級防災逃げ地図士又は三級防災逃げ地図士を称することができる。

(登録手数料)

第12条 第9条の規定により登録を行おうとする者は、規則に定める登録手数料を本協会

に納付しなければならない。また、第13条に定める登録の更新をおこなう場合も同様とする。

(登録の有効期間及び登録の更新)

第13条 一級防災逃げ地図士、二級防災逃げ地図士の登録の有効期間は合格の通知の日(有効期限内に登録の更新をおこなう者にとっては前登録有効期限の日)から4年間とする。三級防災逃げ地図士については登録の有効期間は設けない。

2 登録の更新を受けようとする者は、有効期限内に登録の更新の申請をおこなうものとする。

3 更新の手続きを了した者には、登録証を再交付し、登録する。

4 登録の有効期限内に第3項に定める登録の更新がされなかった者は、有効期限以降の登録を抹消する。

5 有効期限を過ぎて登録を抹消された場合であっても、第2項に基づき登録の更新の申請を了した者は、第3項に基づき、登録証を交付し、登録するものとする。なお、この場合の登録の有効期限は、登録をした日から4年間とする。

(登録の取消し)

第14条 会長は、第9条もしくは前条の規定に基づいて一級防災逃げ地図士、二級防災逃げ地図士又は三級防災逃げ地図士として登録された者が、公序良俗に反する行為をしたと認められるときは、審査委員会の意見を聞いてその登録を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第15条の規定に基づいて登録された者についても適用する。

3 会長は、第1項又は第2項の規定に基づいて登録を取り消すときは、その対象となった者に弁明の機会を与えるものとする。

4 第1項又は第2項の規定により認定・登録の取消しをおこなった場合は、会長はその者に対して理由を付して認定・登録の取消しをおこなった旨通知するものとする。

(認定審査の特例)

第15条 本制度創設後最初の防災逃げ地図士の審査は、第7条の規定に係わらず、次の方法により行うこととする。

逃げ地図づくりワークショップの企画・運営又はファシリテーターの経験が豊富で、本制度をよく理解し、一級防災逃げ地図士又は二級防災逃げ地図士として相応しい者として規則において定める基準に該当する者を、一級防災逃げ地図士候補者又は二級防災逃げ地図士候補者(以下「候補者」という。)として選定する。

2 前項により選定された者は、実績報告書、その他会長に定める書類を提出するものとする。

3 前項により提出された書類は、本協会の逃げ地図研究会において審査をおこない、適格と認めた者を一級防災逃げ地図士又は二級防災逃げ地図士として認定する。

(第1期防災逃げ地図士の責務)

第16条 前条の規定により認定された第1期防災逃げ地図士は、本制度の持続可能な運営

を担うため次の責務を負うものとする。

- 1 本協会による本制度の運営や逃げ地図研究会の活動に積極的に参加、協力するものとする。
- 2 審査委員会の委員として新規認定者の評価・選考を担うものとする。
- 3 本制度の普及・啓発に努めるものとする。

(第1期防災逃げ地図士の登録)

第17条 第1期防災逃げ地図士の登録については、第9条から第13条までの規定を準用する。

第5章 防災逃げ地図士の責務

(防災逃げ地図士の責務)

第18条 防災逃げ地図士は、逃げ地図の普及啓発と適正な品質の確保、逃げ地図づくりの担い手の養成に努めることにより、防災教育と地域防災活動の推進に寄与しなければならない。

第6章 認定逃げ地図づくりワークショップの認定

(認定逃げ地図づくりワークショップの認定)

第19条 一級防災逃げ地図士及び二級防災逃げ地図士は、自ら逃げ地図づくりワークショップ企画・運営する場合には、その概要を事前又は事後に審査委員会に報告するよう努めなければならない。

2 前項により報告された逃げ地図づくりワークショップの企画又は実績は、審査委員会において防災逃げ地図士の認定基準を満たす内容として相応しいと判断された場合には、認定逃げ地図づくりワークショップとして認定する。

3 前項の認定のための基準は、規則においてこれを定める。

第7章 実施計画並びに実施報告

(実施計画)

第20条 会長は毎年4月1日から始まる事業年度の防災逃げ地図士認定登録事業（以下、「本事業」という。）に関する実施計画を作成し、理事会の議決を得て、審査委員会に通知しなければならない。

(実施報告)

第21条 会長は毎事業年度終了後、当該事業年度の本事業に関する実施報告書を作成し、定款第22条に定める総会の議決を得なければならない。

第8章 特別会計

(特別会計の設置)

第22条 会長は本事業の実施について所要の経理をおこなうため、特別会計を設置しなければならない。

(収支計画)

第23条 会長は、毎事業年度本事業に係る収支予算を作成し、理事会の議決を得なければ

ならない。

(決算)

第24条 会長は毎事業年度終了後、当該事業年度の本事業に係る決算書を作成し、定款第22条に定める総会の議決を得なければならない。

第9章 秘密保持義務 (秘密保持義務)

第25条 本事業の業務に係る本協会の役員及び職員ならびに審査委員会委員は本事業の運営に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

第10章 雑則

(規則)

第26条 本規程の施行に当たり必要な事項は、規則においてこれを定める。

(その他)

第27条 本規程に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、会長が審査委員会の意見を聞いて理事会に諮って処理するものとする。

(附則)

1 本規程は、令和6年7月1日より施行する。